

2026(令和8)年9月1日から

災害時の医療救護体制が変わります

市では、「袋井市医療救護計画」の中で災害時の医療救護体制を定めており、これまでは大規模災害などが発生した場合に、発災後すぐに市内7箇所で医療救護活動を行う救護所を開設することを目指す計画としておりましたが、能登半島地震の状況や市外在住の医療関係者が多いことを踏まえ、発災後72時間以内の現実的な医療救護体制のあり方を見直しました。

9月1日から施行する新たな医療救護体制では、発災後概ね72時間以内は『基幹救護所』を開設し、救える命を確実に救うための体制を構築します。

☎ 健康未来課健康企画係 TEL84-6127

発災後72時間以内における新たな医療救護体制の考え方

大規模災害発生時の実例を踏まえると、発災直後の市内7箇所の救護所開設・運営は現実的でないことから、医療関係者の人的資源を集中して救護所を確実に立ち上げられるよう『基幹救護所』を新たに位置づけます。

① 基幹救護所の役割

- トリアージ(重症度・緊急度の判定・選別)
- 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- 中等症患者及び重症患者の救護病院(中東遠総合医療センター)への搬送手配
- 軽症患者の受入れ及び応急処置

② 基幹救護所の場所

新たに位置づける基幹救護所の場所は、より早く開設しつつ持続性を高めるため、**袋井市立聖隷袋井市民病院**とします。また、原野谷川などの河川やJRの線路にかかる橋が被害を受けた場合の交通分断リスクを考慮し、**サテライト基幹救護所(浅羽支所周辺エリアの公共施設)**を設置することとします。

災害時医療の区分	災害発生～概ね48時間	3日目～1週間	1週間～1か月	1か月～
現状の体制	7救護所の開設(トリアージ/応急処置)		集約 → 閉鎖 (徐々に平時に)	
今後の体制	基幹救護所の開設 (トリアージ/応急処置)		診療所/薬局の再開(医療関係者) 7つのうち必要な救護所を開設 (徐々に平時に移行することに伴い、閉鎖)	

概ね72時間

発災後72時間以内



トリアージで赤(最優先治療群)または、黄(待機的治疗群)と判定された患者は、中東遠総合医療センターへ搬送します。

なお、けがや症状に応じて、救護所で必要な応急処置を行ったうえで搬送する場合があります。

発災後72時間以降

これまでの災害の実例を踏まえると、発災後72時間以降は、ライフラインの復旧等により、徐々に地域の診療所や薬局の再開が見込まれます。

診療所や薬局の再開が遅れ、医療の空白地帯となってしまう地域が生じる場合には、医師会・薬剤師会・歯科医師会などと協議の上、従前の指定7救護所のうち必要な救護所を開設して対応します。